

令和2年度 横浜型児童家庭支援センター運営法人公募要領

1 公募の概要

(1) 公募の趣旨

横浜型児童家庭支援センターは、養育に課題があり継続した支援が必要な家庭・児童等に対し、地域で安定した生活ができるよう、専門的な相談や日中預かり、宿泊を伴う預かり等のサービス提供を行う支援機関の一つです。区役所、児童相談所等の地域の関係機関と連携を深めながら、「手を差し延べる」支援機関としての役割を担います。

横浜市では、児童家庭支援センターの果たす役割の重要性を認識し、全区に1か所を目標に計画を進めています。そこで、運営費等の補助を受け、児童家庭支援センターの設置・運営を実施する法人を公募します。

(2) 公募の内容

令和2年度中（予定）の横浜型児童家庭支援センター開設へ向け、次の項目を全て実施できる法人で、(3)イで指定する区に設置が可能な法人を公募します。

- ①設置場所の調整・確保及び施設整備
- ②児童家庭支援センターを運営するための人員体制の確保
- ③設置区の区役所や所管の児童相談所等、地域の関係機関との調整
- ④相談事業、子育て短期支援事業等の実施による地域支援

(3) 施設整備について

ア 施設の種別

児童家庭支援センター（児童福祉法第7条第1項に定める児童福祉施設）

イ 設置する区

緑区

ウ 施設形態

「併設型」又は「独立型」のいずれかを選択

※併設型の設置について、国からの補助金を受けて建設した施設に設置する場合は、別紙「国庫補助金を活用して整備した施設の児童家庭支援センターへの転用について」を確認の上、設置を検討してください。

※独立型の設置にあたっては、利用者の利便性を考慮し、区内の拠点となる駅周辺等への設置を検討してください。

2 応募資格

次のいずれかに該当していることを条件とします。

- (1) 市内で児童福祉施設等を運営する社会福祉法人
- (2) 市内において、地域支援、子育て支援等の活動実績のある法人
- (3) その他、市長が適当と認める法人

3 公募スケジュール

令和2年7月3日（金）	公募開始	
		↑ 事前相談期間 (公募開始から申請書提出期限まで)
7月28日（火）	説明会開催	
7月29日（水）	申請書受付開始	
9月18日（金）	申請書提出期限	↓
9月下旬	ヒアリング審査	
10月下旬	横浜市児童福祉審議会児童部会における審査を経て 運営法人を決定	
11月上旬	決定運営法人向け説明会	
～令和3年2月	開所に向けた準備、手続き、研修	
3月	認可、開所	

4 説明会日時等

日 時：令和2年7月28日（火）10：00～11：30

場 所：横浜市役所市庁舎13階N-05 会議室（横浜市中区本町6-50-10）

※FAX、Eメールのいずれかの方法でご提出ください。

説明会へ参加される場合は、別添「参加申込書」にご記入の上、事前に子ども青少年局
子ども家庭課までご提出ください。

※説明会参加申込み締切：令和2年7月22日（水）12：00まで

（件名は「令和2年度横浜型児童家庭支援センター運営法人公募説明会参加希望」としてください）

FAX：045-681-0925 Eメール：kd-yo-go@city.yokohama.jp

5 申請書提出にかかる事前相談について

申請書類をご提出いただく際は、事前相談が必須となります。

予約が必要のため、事前に子ども青少年局子ども家庭課までご連絡をお願いいたします。

TEL：045-671-2394

6 申請書の提出について

(1) 申請書類

ア 横浜型児童家庭支援センター運営法人公募申請書

イ 事業計画書

ウ 法人の概要がわかる資料

(2) 提出方法

令和2年9月18日（金）までに、申請書類一式を持参または郵送にて、子ども青少年局子ども家庭課までご提出ください。

※申請書の様式は、子ども青少年局ホームページからダウンロードしていただくか、担当までご連絡をいただければ、Eメールでお送りします。

URL :

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/teate/jikasenkuuboR2.html>

7 事業内容

(1) 相談支援事業

地域の養育家庭からの相談に対し、専門的な知識及び技術を必要とするものからの相談に応じ、必要な支援を行います。

(2) 子育て短期支援事業

児童（原則、2歳から12歳まで）を養育している家庭において、保護者の疾病その他の理由によって、児童の養育が一時的に困難となった場合に、当該児童を児童家庭支援センター等で一定期間養育します。

区分	ショートステイ事業 (宿泊を伴う預かり)	トワイライトステイ事業	休日預かり事業
定員	4人 ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、必要最小限の範囲でこれを越えることができる。		
養育時間	24時間 ただし、児童の入退所は午前7時から午後10時までの間とする。	おおむね午後3時から午後10時	おおむね午前7時から午後8時

※ショートステイ事業は、7日以内/月が原則となります。

(3) 地域交流事業

地域の子育て家庭を対象とした交流イベントを企画・運営します。事業実施により、児童家庭支援センターを地域へ周知し、より効果的な活用につなげるとともに、養育に不安のある家庭の早期発見、支援につなげます。

(4) 里親・ファミリーホームへの支援

里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、里親等が求める支援を行います。

8 人員体制

(1) センター管理運営責任者：1名（必置）

- ・(2)～(5)の職員又はそれ以外の法人職員が兼務することも可。

(2) 相談・支援担当職員：2名（必置）

- ・常勤1名、非常勤1名（常勤2名可）
- ・児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者。児童福祉事業の実務経験を十分有し各種福祉施策に熟知していることが望ましい。

(3) 心理療法等担当職員：1名（必置）

- ・常勤、非常勤とも可（常勤か非常勤かにより運営費が異なります）
- ・児童及び保護者に対し、心理学的側面からの援助を行う職員

(4) その他職員：1名（必要に応じて配置可）

- ・児童家庭支援センターの業務を円滑に行うための補助職員

(5) 子育て短期支援事業職員：1名（必要に応じて配置可）

- ・子育て短期支援事業に従事する職員（この他の職員による対応も可）

【備考】

※相談・支援担当職員の要件（児童福祉法第13条第3項）

- ・厚生労働大臣の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は厚生労働大臣の指定する講習会の課程を修了した者
- ・学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
- ・医師　・社会福祉士　・社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者
- ・前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの

※心理療法等を担当する職員の要件

規定の要件の定めはないが、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条第4項）であることが望ましい。

9 施設整備

(1) 施設形態

ア 併設型

児童養護施設等の本体施設への付置を行います（運営は本体施設から独立）。

※相談支援事業、子育て短期支援事業等、すべての事業を本体施設で実施。

※相談支援事業及び子育て短期支援事業等の一部を交通の利便のよい場所で実施する「サテライト型」の形態も可（家賃、光熱水費の補助あり）

イ 独立型

本体施設を持たず、交通の便の良い場所等に単独で設置します。

※相談支援事業、子育て短期支援事業等、すべての事業を独立型施設で実施。

※一軒家、雑居ビル、マンション等共同住宅への設置可（家賃、光熱水費の補助あり）

(2) 基本設備

相談機能及び子育て短期支援事業実施のため、次の設備が必要です。平米数等の規定はありませんが、利用者の秘密が守られることが原則となります。

①相談室：養育相談や心理療法等用。プライバシー保護が可能な環境が必要。

②プレイルーム：児童が遊ぶことのできる場所。子育て短期支援事業日中預かりに対応。

③事務室：センターの事務を行う。ケースファイル等の保管や電話相談に応じることから、プライバシー保護ができる環境であることが望ましい。

④その他必要な設備（子育て短期支援事業で使用する宿泊用の部屋等）

10 運営費等（2年度）

■児童家庭支援センター

(1) 運営費

児童家庭支援センター運営に要する給料、職員手当、需用費等

<事務費>

① 心理療法等を担当する職員が常勤の場合：年額 11,526,000 円、月額：961,000 円

② 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合：年額 7,687,000 円、月額：641,000 円

※心理療法等を担当する職員の常勤・非常勤により年額が異なります。

※年度途中から事業を開始した場合は、月額に実施月数を乗じた金額とします。

<事業費>

前年度における電話相談、来所相談、訪問相談、通所指導、派遣相談、心理療法及びメール・手紙その他による相談件数並びに市町村からの求めに応じた回数を合算した数を「件数」とし、次の「件数区分」に定める額とします。

なお、訪問相談件数は、実際の相談件数に2を乗じて得た数とします。

【通年運営】

件数区分	年額
50件 ～ 599件	352,800円
600件 ～ 899件	937,550円
900件 ～ 1,399件	1,851,300円
1,400件 ～ 1,899件	2,792,000円
1,900件 ～ 2,399件	3,527,000円
2,400件 ～ 2,899件	4,262,000円
2,900件 ～ 3,399件	4,997,000円
3,400件 ～ 3,899件	5,732,000円
3,900件 ～ 4,399件	6,467,000円
4,400件以上	6,615,000円

※前年度途中に開所した場合は、前年度の件数を開所した月以降の月数で除した数に12を乗じて得た数の件数区分とする。

【開所年度】開所年度は、開所月数による下記の年額とする

開所月数	年額	開所月数	年額
1か月	74,000円	7か月	2,057,000円
2か月	441,000円	8か月	2,057,000円
3か月	441,000円	9か月	2,057,000円
4か月	1,103,000円	10か月	2,792,000円
5か月	1,103,000円	11か月	2,792,000円
6か月	2,057,000円	12か月	2,792,000円

(2) 初度調弁費

児童家庭支援センター開設に伴う備品購入費：400,000円

(3) 独立型施設改修費

独立型の施設を整備する際に必要となる改修費：2,000,000円を上限

(4) 独立型運営費

独立型の施設で児童家庭支援センター業務を行う場合の賃料及び光熱水費、敷金、礼金

①家賃：月額上限250,000円

②光熱水費：月額30,000円（定額）

③保証料費：家賃月額6か月分を上限

(5) 職員雇用費

その他職員（児童家庭支援センターの業務を円滑に行うための補助職員）を雇用する場合の経費：月額275,200円

(6) 地域交流事業費

地域交流事業の実施にかかる経費（消耗品費、印刷費、謝金等）：上限20万円

■子育て短期支援事業

(1) 事業運営費

①ショートステイ事業（1泊2日）：5,500円

②トワイライトステイ事業（1日）：1,500円

③休日預かり事業（1日）：2,700円

(2) 運営費加算

事業運営費のほか、事業実績に応じて次のとおり運営費を加算

①ショートステイ事業（1泊2日）：3,000円

②トワイライトステイ事業（1日）：1,000円

③休日預かり事業（1日）：2,000円

(3) 送迎費

預かり実施に伴う児童の送迎費（1日）：1,860円

※公共交通機関を利用した場合の児童の交通費は保護者負担

(4) 職員雇用費

子育て短期支援事業のための職員雇用費：月額384,200円

※月の初日において雇用している場合のみ（日割計算なし）

11 独立型設置に関する諸注意

(1) 横浜型児童家庭支援センターは、「児童福祉施設（児童家庭支援センター）」です。

施設の設置にあたっては、建築基準法、バリアフリー法、横浜市福祉のまちづくり条例等の法令等の適用を受けますので、関係部署への協議等が必要となります。

(2) 宿泊を伴う子育て短期支援事業を実施する児童福祉施設のため、自動火災報知機の設

置など、消防関係法令上必要となる設備がありますので、事前に所管の消防署への協議が必要となります。賃貸物件での設置を行う場合は、設備設置に関する所有者の了解が必要となりますのでご注意ください。

また、共同住宅や雑居ビルでの設置にあたっては、複合用途の施設となり、統括防火管理者の選任等が必要になる場合がありますので、事前に所管の消防署への協議、共同住宅の管理組合等への説明が必要となります。

- (3) 食事の提供を行う施設となるため、食品衛生責任者の届出や、給食開始届などの提出が必要となりますので、所管区の福祉保健センターへの事前の協議が必要となります。

【お問合せ先】

横浜市子ども青少年局子ども家庭課養護支援係

住 所：横浜市中区本町6-50-10

電 話：045-671-2394

FAX：045-681-0925

E-mail：kd-yo-go@city.yokohama.jp